

返戻金（早期退職）

1.被採用者が、本人の責めに帰すべき事由により解雇され、又は退職勧奨によることなく本人の自由かつ任意の意思によって自己都合により退職した場合には、甲は受領した紹介手数料のうち、退職までの就業期間に応じて下記の内容で返金する。尚、本人の責めに帰すべき事由とは、労働基準監督署の解雇予告

2. 前項に該当する退職が発生した場合、乙は前項に該当する退職証明書の提出をもって報告を行い甲は退職証明書受領後14日以内に乙の指定する銀行口座に一括して振り込んで支払うものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。

3. 退職等が実際には乙の被採用者に対する処遇およびその他の労働条件が、採用決定時に提示した第5条に定める労働契約内容と著しく異なることに起因する場合、又は乙の都合、被採用者の死亡、天災地変等に起因する場合はこの限りではない。

記

1 週間未満で退職した場合・・・人材紹介手数料の100%

1ヶ月未満で退職した場合・・・人材紹介手数料の70%及び消費税相当額

2ヶ月未満で退職した場合・・・人材紹介手数料の50%及び消費税相当額

3ヶ月未満で退職した場合・・・人材紹介手数料の25%及び消費税相当額